

## 第1回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成25年6月13日（木）18時58分から20時50分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 11人（欠席者1人）  
出席委員 井上稔、岩澤聡子、大野仁、柏原公毅、小林義明、嶋田一夫、清水富美夫、藤吉秀昭（委員長、施設部会長）、牧野隆男、増田雅則、若林研司  
欠席された角田透委員について、全員一致で副委員長、健康部会長に選出
- 4 出席者  
事務局 齊藤忠慶、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、土方明、深井恭、飯泉研  
エコサービスふじみ株式会社 望月博文
- 5 傍聴者 5人

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 管理者あいさつ
- 4 副管理者あいさつ
- 5 委員紹介、事務局紹介
- 6 委員長選出
- 7 委員長あいさつ
- 8 副委員長選出
- 9 安全衛生専門委員会の傍聴等に関する内規
- 10 今後のすすめ方
  - (1) 委員会のすすめ方
    - ① 施設部会長の選任ほか
    - ② 健康部会長の選任ほか
- 11 次回日程
- 12 閉会

### 【配付資料】

議事次第

- 【資料1】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会設置要綱
- 【資料2】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会委員名簿
- 【資料3】 平成25年度ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会開催スケジュール
- 【資料4】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の傍聴等に関する内規
- 【資料5】 新ごみ処理施設整備事業の経過
- 【資料6】 地元協議会の協議経過
- 【資料7】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会当面の審議事項（案）
- 【資料8】 審議事項の対応フロー

## 【会議録】

19時58分 開会

### 1 開会

事務局： これより第1回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会を開会します。  
初めての委員会ですので委員長が不在です。委員長が選出されるまでの間、事務局が議事進行をさせていただきます。

委員の出席状況ですが、12名中、現在11名の出席をいただいております。（その後、資料確認）

本日は第1回目の委員会ということで、クリーンプラザふじみの運転を委託しておりますエコサービスふじみにもご出席いただいております。

### 2 委嘱式

事務局： ふじみ衛生組合管理者であります清原慶子三鷹市長より、委嘱状の交付をさせていただきます。管理者が委員各位のもとに参りますので、自席でお受け取りください。

（委嘱状交付）

### 3 管理者あいさつ

清原管理者： ふじみ衛生組合の管理者を務めさせていただいております三鷹市長の清原でございます。このたびはふじみ衛生組合安全衛生専門委員会委員をお引き受けいただきまして、まず心から御礼を申し上げます。

本日は、ようやく梅雨らしい雨が降りまして、大変お足元の悪い中、また夜分の遅い時間にもかかわらずご参集いただきましたことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、お手元にパンフレットが配付されておりますが、このクリーンプラザふじみは、平成11年8月に当時の調布市長と当時の三鷹市長が共同で、可燃ごみの焼却施設をつくろうという、そうした覚書の締結が出発点となって歩みが始まりました。おかげさまで平成25年4月1日より本格稼働、正式稼働しておりますが、長きにわたる取り組みとなりました。この間、地元の住民の皆様はもちろんのこと、専門家の皆様にさまざまな具体的なご提案をいただく中から、何よりも安全で安心して使うことができるごみ処理施設、そして環境に優しい、私たちの生命、健康に影響を与えることが少ない施設として、取り組みを進めてきたわけでございます。

この間、私といたしましては、何よりも市民の皆様がこの可燃ごみ処理施設を暮らしの中で不可欠のものであるという格別のご理解をいただき、特にこの施設の近隣でお暮らしの皆様のご理解がなければ、この建物は建設工事はもちろんのこと、稼働できなかつたと認識をしております。

特に、私が大変ありがたいと思っておりますのは、きょうも後ほど自己紹介をしていただきますが、委員の皆様の中に地元協議会の皆様が含まれていますが、地元協議会の皆様のご提案を積極的に反映いたしました「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定」を、昨年10月にふじみ衛生組合周辺、おおむね500メートル範囲の自治会、そして町会長の皆様と、ふじみ衛生組合管理者との間で締結をできたことでございます。

その内容については、皆様の本当にご研鑽の賜物でありますし、細心の注意が図られた、きめの細かい協定書を交わすことができたこと、私としてはありがたいものだと思っております。

さて、その内容の中に、第16条でございますが、「ふじみ衛生組合は、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転監視を行うため、速やかに専門委員会を設置する」と規定されております。ただいま、この専門委員会の委員の皆様は、管理者として委嘱状を手渡しさせていただきましたことは、本当に、新しい出発のときが速やかに迎えられたということで、私たちとしても、副管理者の調布市長ともども、改めて緊張をしているところでござ

ございます。

ふじみ衛生組合の管理しております可燃ごみ処理施設であれ不燃ごみ処理施設であれ、それを的確に、科学的に、安全なものにしていくということが求められております。しかしながら、私たちとしては、もう既に大きな課題に直面いたしました。

4月に本格稼働いたしましてから、厳しく定めた水銀の自主規制値を上回る値が確認されましたことから、この間、3回にわたって炉を停止するというのを余儀なくされました。水銀について自主規制値を置いているこのような組織というのは多くはないわけございまして、多摩地域ではこのふじみ衛生組合の施設のみということでございまして、私たちがそれにどう対応していくかということは極めて意義あることだと思っております。

地元協議会の皆様にも迅速にご報告しつつ、その都度ご判断をして再稼働等を果たしているわけございまして、この専門の委員会におかれましても、後ほど担当よりご説明、ご報告させていただきますが、ぜひ、ご専門の知識をいただきながら、最善の対応を図り、再発防止に努めていきたいと思っております。私たちの範囲でできる限り可能なことは努めているわけございまして、さらに専門的な皆様の知識、あるいはご経験にお願いをしたいと思います。

結びに当たりまして、この専門委員会の委員の皆様には、それぞれご活動がお忙しい中、お引き受けいただいたわけございまして、私たちとしても限られた時間の中、適切に事務局より情報をお伝えし、濃密な時間を皆様に過ごしていただくべく努力をしておりますが、お気づきの点がありましたら、ぜひぜひご提案をいただければ幸いです。

皆様のご協力を心からお願い申し上げまして、管理者を務めております三鷹市長からの感謝とお願いのご挨拶とさせていただきます。大変にお世話になります。どうぞよろしくお願いたします。

#### 4 副管理者あいさつ

長友副管理者：ふじみ衛生組合副管理者、調布市長の長友でございます。

第1回のふじみ衛生組合安全衛生専門委員会、ご多忙の折、委員の皆様方にはご参集いただきましてまことにありがとうございました。

このすばらしい施設が竣工、稼働するまでの経緯に関しましては、今、清原管理者がご説明になったとおりでございます。一言で申し上げまして、本当に長い間の多くの皆様方のご協力に、私も心から感謝を申し上げたいと思っているところでございます。

クリーンプラザふじみ、この表題のとおりでございますが、愛称は「三調めのエントツくん」と、市民の皆様方のすばらしいアイディアのもとに、親しまれる名称を採用できたことを大変ありがたく、うれしく思っているところでございます。この施設が夕日に映えるときには、西岸良平氏の著作にあるようなほのぼのとした味がまたにじみ出て、多くの市民の皆様方に、近隣の方々に親しんでいただければと、そう、こいねがうばかりでございます。

そのためにもということでございますが、ここまでの道のりを振り返るときは、やはりいささかの感慨もございますが、ここがまさに出発点だということと考えてみますと、また本当に身の引き締まる緊張感を覚えているところでございます。

それに関しては、もう、一言であります。ここにご参集の皆様方、専門的見地からのご指導、ご卓見を得させていただきつつ、地元の中でも中心的役割を果たしていただいた代表の方に大変ご負担をかけますが、またご参加をいただき、行政をあずかるこの私どもと一体となって、三位一体となってというところが、先ほどもここに来て、皆さんの配置を拝見させていただいて、どういう順番になっているのだろうと、ごく一瞬そう思ったわけでございますが、これは多分、あいうえお順になっているわけです。そうすると、その3つのお立場の方が非常に混在になって、いいチームワークを醸し出していただくということの期待が、その一瞬に私は感じ取られた、そういう気もいたしているわけでございます。

これから、私どもも、当然のことながら、皆様方とともに連携を保たせていただいて、よりよき施設発展のために尽力させていただきます。そのことだけをお誓いを申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。まことに本日はありがとうございます。

## 5 委員紹介、事務局紹介

事務局 : 次第の5番目、委員紹介と事務局紹介を行わせていただきます。委員に

おかれましては自己紹介で、お願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局 : それでは次に事務局の紹介を、させていただきます。

- ・事務局次長 齊藤。
- ・施設担当課長 澤田。
- ・総務・施設担当主幹 荻原。
- ・総務担当副主幹 佐藤。
- ・総務担当参事 土方。

の順番で、紹介した。

## 6 委員長選出

事務局 : 次に議題の6、委員長の選出に入ります。

設置要綱第4条第2項は、委員長は委員の互選とされております。委員長の推薦についてご発言がございましたらお願いします。

E 委員 : 地元協議会で研修会講師もしていただきました、藤吉委員にお願いをしたいと思います。

事務局 : 他にご発言ございますか。

ほかにはございませんので、安全衛生専門委員会委員長に藤吉委員を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : それでは、異議なしとのことなので、藤吉委員が当委員会の委員長に当選されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

## 7 委員長あいさつ

委員長 : 皆様のご推薦で委員長を務めることになりました。よろしくお願いたします。

ふじみ衛生組合のこのプラントをつくるのは計画段階からいろいろとお手伝いしてきていて、非常に親しみも持っておりまして、こういう施設は、ご存じのように、つくることも大変ですが、しっかりした維持管理を続けていくということはもっと大変なことですので、ぜひ、ご理解のある地元の方々といいいコミュニケーションをとりながら、いい施設にどんどんつくっていくという、そういうプロセスの一端を担わせてもらえると

いうのは非常にいいことだなと思います。今、私ども日本環境衛生センターは、日本の環境衛生は大体もう解決してきてしまったので、アジアスケールで少し活動をしようということを考えておりまして、ご存じかと思いますが、中国では今、ものすごく大きな焼却炉がどんどん建っているのです。その焼却炉も、日本と同じように、実は電光掲示板に、塩化水素、ダイオキシンというのが出るのです。日本のシステムとかヨーロッパのシステムをまねしてやっているのです。ところが、どうも本当ははかっているのか、本当にやれているのかと、うわさを聞きます。ところが、PFIという民間任せの運転になっていますから、行政の目が行き届いていないという部分が非常に懸念されていまして、そういう意味では、地元の住民の方々を含んだ協議会の中で、施設の運営を透明化していくという作業が、今後、中国も必要だとか、あるいはタイのバンコクでもインドネシアのジャカルタでも、大きい都市はやはり焼却炉を必要としているということで、その周辺の住民の方とどんなコミュニケーションをとって、どういうふうに住民の気持ちを酌み取った形で運営をしていくかというのは非常に大きな課題になっておりまして、そういう意味では、アジアの方々が三鷹に来て、いいやり方をしているねというのを勉強するいいモデルになるように頑張っていきたいと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

事務局 : それでは、これより先の議事進行については、藤吉委員長にお願いいたします。

## 8 副委員長選出

委員長 : まず、副委員長の選出ということになりますが、設置要綱第4条の3項では、委員長が指名するとなっておりますので、私のほうから指名させていただきます。

私は焼却施設のハードなほうの専門家でございますが、こういう環境への影響というのは公衆衛生や疫学といった観点からの専門性を必要としておりますので、疫学の専門でいらっしゃいます角田先生にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : では、皆さんの了解を得られたと思いますので、本日は角田先生は所用

で欠席されておりますので、その旨お伝えしまして、ぜひ副委員長をお願いしたいと思います。

事務局 : ここで、正副管理者について、この後所用がございますので、途中で退席させていただくということでよろしく願いいたします。

(正副管理者 退席)

## 9 安全衛生専門委員会の傍聴等に関する内規

委員長 : それでは再開したいと思います。

まず、この専門委員会の傍聴に関する内規について、事務局のほうで説明をお願いしたいと思います。

事務局 : 資料4をごらんいただきたいと思います。ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の傍聴等に関する内規でございます。

ほとんど一般的な入念規定ですので、お読みいただければと思います。

皆様にお諮りしたいのは、3番目の会議録の公開についてご確認いただきたいのですが、(1) 会議録は公開する。(2) 会議録は要点記録とする。

ということでやっていくのですが、具体的な公開手続の仕方ですが、原則、前回開催分を今回確認いただいて、ふじみのホームページで公開すると。その際の発言者の表記はABC表記としたい。あともう1点、委員会当日に修正などが出ますと、議事進行に支障が出ますので、事前に発言者の方にメール等でご確認いただく。

この3点について、皆様にご確認いただきたいと思います。

委員長 : ただいま事務局から、傍聴に関する内規の中でも特に会議録のつくり方、公開の仕方、確認の仕方についてご提案がございました。

会議が始まる前までに、事務局のほうから議事録が送られて、それについての異議等については調整を済ませた上で確定するということです。それから、議事要旨でいきたいということでございます。それから発言者はA、B、Cということでいきたいと。

最初の議事録のときは名前が入っているのですか。

事務局 : こちらで委員にお配りするものについてはお名前表記してございます。公開する際のホームページと傍聴者に配る場合のみ、ABC表記になるということでございます。

委員長 : 特にご意見がないようでしたら、この方針で議事録をつくるということ

でお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## 10 今後のすすめ方

### (1) 委員会のすすめ方

委員長 : 続きまして委員会の進め方ですが、要綱にありますように、専門委員会に部会を設けようということで、施設部会と健康部会を設置するというところで、委員長が指名する者をもって組織するとされておりますので、その決め方が今後必要になりますが、ここで、もしも、こういうふうにしたかどうかというご意見がございましたら承りますが、いかがでしょうか。

用意がないということであれば、こういうふうにしたかどうかというのを一つ温めておりますので、そちらの考え方を申したいと思いますが、なければそのようにしたいと思いますが。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 委員の皆様のご理解のもとに、私の考えで部会を構成したいと思いますが、人数的にも多くありませんので、部会に分かれるまでもないのではないかと考えております。全体の委員会へ報告する時間的なタイムロスも発生しますので、ここは効率的にということで、全員の皆さんを2つの部会の委員にする。要するに、テーマが変わるということで、そのときの進行役は専門の先生にやっていただいたらどうだろうかと考えております。

そうしますと、施設部会というのは、皆さん全部部会員ですが、部会長を指名いただく。それから健康部会は、また皆さん全部健康部会員でございますが、健康のほうの部会長を別に決めていただく。それぞれ部会長がいるという構造で議事進行をやっていただくというふうにしたかどうかという意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : ではそのように進めさせていただきます。

J 委員 : 資料4の傍聴等に関する内規で、第1項の(2)、非公開にする場合の決定は委員長が委員会の同意を得て行うとありますが、この場合、賛成多数とか、半分の同意だとかを加えなくてよろしいのですか。

委員長 : 委員長が同意を得てというけれど、同意の得方は大丈夫かと。多数決、あるいは全員合意。そういうふうにありますとなかなか合意がとれないの

ではないかということがあるということで。

多分ここはプライバシー等にかかわる部分で、資料を配付しないとか、制限するようなどの権限として決めるということですから、皆さんの中で意見が対立したときにはどうしようかということですね。

事務局 : 事務局としては、この案件では、この委員会の中で個人情報というのが出てくるとお思いますので、多数決でというようなことは考えていなかったのです。恐らくそういう方向で一致していただけるのではないかとということで考えておりました。

委員長 : ということで、事務局としてはプライバシーに関連して、皆さん全員の合意が得られるということをお前提に委員長が決めるという考え方で、まずは行っていいのではないかとこの考えのようですが、いかがでしょうか、

J 委員 : そういう方向でよろしければ結構なのですが、例えば傍聴関係の方の配慮をして、全員が賛同を得ない場合もあるのではないかと想像したわけです。その場合にどうするのかというのが私はわからなかったものですから、質問させていただきました。

全員の同意ということであれば、私は問題ないと思います。

委員長 : プライバシーに関連したようなことで、どなたかが、それでも出せと強くおっしゃるといふ場面があるのかというのが、ちょっと想定しにくいような感じもしますけれども、そのときはまた考えましょう。

そういうことで、一応全員で、やはりプライバシーに影響するものは出すべきではないよね、というのが常識的に判断できる時というふうにお考えておけばいいのではないかとお思います。

#### ① 施設部会長の選任ほか

事務局 : ただ今の協議によりまして、専門委員会委員が両部会の委員を構成することになりました。

そこで、施設部会を開催して、部会長の選任を行っていただきたいとお思います。どなたか、部会長の推薦についてご発言がありましたらお願いしたいとお思います。

F 委員 : 自己紹介でお話を伺っていると、藤吉委員長が担当していただけるのがよろしいのかなと、お思いますがいかがでしょうか。

事務局 : それでは、今、お声がかかりました、藤吉委員を施設部会長とすること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : それでは、施設部会長を藤吉委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

施設部会長 : それでは、施設部会のほうを進行させていただきます。

まず、第1番目の議題といたしましては、水銀問題に入ります。まずは事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、資料の末尾に施設部会の資料1、2というのがあるかと思いますが、それをごらんいただきながら説明をしてみたいと思います。

先ほど、管理者のほうからも話がありましたが、この施設が本年4月から本稼働に入っております。その4月、5月の2月間に、3度ほど自主規制値を超えるという状況がございまして、炉を停止するという事態になったわけでございます。

最初には1号炉でございます。4月25日に規制値 $0.05\text{ mg/m}^3\text{N}$ を超える $0.071$ というのが検出されました。そのために、ごみの投入をやめて埋火をしていったと。

その次の事象が、これは5月10日と5月14日の2日間に発生しました。それは2号炉でございます。1号炉は25日に埋火をして炉をとめてから、その後約1カ月間の定期整備に入っていたわけでございます。その間は2号炉を運転するという状況の中で、10日の金曜日と14日の火曜日に、やはり規制値を超える $0.2\text{ mg/m}^3\text{N}$ というレベルの数値が出てきたということで、この2日間にわたりまして炉をとめるという事態になったわけでございます。

これも、先ほど管理者から説明がございましたが、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の第18条に、この内容が規定されてございます。自主規制値を超えた場合には炉をとめるという内容に沿いまして、とめました。そして、バグフィルターの清掃後、本来であればこの委員会に対応をお諮りした上で立ち上げるという経過を踏まえなければいけなかったのですが、この委員会がまだ立ち上がっていなかったということで、地元協議会の正副会長に説明をした上で、今のような作業をした上で立ち上げのご了解をいただいて進めたという経緯でございます。

そういう経過を踏まえた中で、次の資料2でございます。クリーンプラ

ザふじみ排ガス中の自主規制値超過対応という資料でございます。

これには、上段に活性炭噴霧量の増加、これは現在でも噴霧量の増加をして、水銀がふえた場合には対応してございますが、現在の対応では不十分だったことから、常時、噴霧量を現在の定量より約倍の量を切り出せるような対応を、今後暫定的にはしていこうかというのが上段の1点の施策でございます。

恒久対策としては、今考えているのが、活性炭吸着装置の設置でございます。これには若干まだ設置までには時間がかかりますので、内容等につきましては、排ガス処理設備の後段に活性炭の吸着塔を設けまして、その中に水銀蒸気を含んだガスを通して吸着をさせて、基準値以下にして煙突から拡散をさせていくという装置でございます。

この2点について、事務局として考えている対応でございます。

施設部会長： ただいま、事務局のほうから、水銀問題の経緯と対応策について説明がございました。

K 委員： まず最初に、0.05という規制を決めた経緯ですが、東京都もそういうふうになっているのでこれを転用したと思います。それで結構なのですが、では、この0.05におさめるために、水銀というのはごみの中に入ることが当然想像されますので、どのぐらい入ると見たのか、それに対してどう対策をとろうとしたのか、そのことをまずお聞かせいただきたい。

事務局： 当初どう考えていたかということでございますが、私どもも、水銀が入ってくるということは当然想定しておりました。具体的な量でいいますと、今回の0.05 mg/m<sup>3</sup>Nという数字に達するには、ごみ1トン当たり1.5グラムの水銀が入っても除去できるように、排ガス処理設備は設置しております。除去率でいいますと大体93%ぐらいの水銀を除去できるような仕組みを考えております。

そもそも、三鷹市も調布市も、水銀が入っている廃棄物につきましては有害ごみということで、燃えるごみには入れないで別に収集しておりますので、ある程度水銀を含むごみは入ってくるかもしれませんが、その程度のごみには十分対応できるようにということで、排ガス処理施設も設置しております。

今回、それを大幅に上回る数値が出たということは、通常の市民から出るごみでは考えられないような大量の水銀が一気に入ってしまったという

こととございます。これにつきましては、私どもも一度ごみピットに入  
てしまいますと、そのごみを全部ごみピットから出して確認することはで  
きませんので、具体的にどんなごみがどのくらい入ったのかというのは知  
るすべもございませんが、少なくとも100グラムという単位で、恐らく  
水銀が入ってしまったのではないかと想定しているところでございます。

F 委員 : 今の問題、当初設計段階の話として伺いました。我々の疑問は、1トン  
1.5グラム以上の水銀が混入していたということが原因なのか、施設が設  
計どおりに機能していないというのが原因なのかという問題が、住民とし  
ては心配なわけです。

多分、それらのことがすっかり解明されたということにはなっていない  
と思うのですが、施設が設計どおり機能しているのかどうかという点につ  
いては、どのようなチェックがされているのかをお聞きしたい。

事務局 : まず、この水銀問題が発生して以降、搬入するごみについてチェックを  
しているわけですが、それ以降もやはり一般家庭のごみから乾電池やボタ  
ン電池といったものがそのまま入っていたり、場合によってはおもちゃの  
中に入っていたりしています。

そういったものは基本的には除去はしているのですが、チェックができな  
い日もございます。そのようなときに、そういったごみが入っても全く問  
題はないということですので、一般家庭から出るごみの中に入っている程  
度の水銀であれば、十分除去できているということは言えるのではないかと  
思っております。

自主規制値0.05mgに対しまして、今回はその4倍の0.2mgでござ  
いますので、そういう面では、通常のごみでは考えられないようなレベ  
ルの水銀が入ってしまったとしか考えられないと思います。通常の家  
庭から出るごみの電池などについての対応は十分、能力的には発揮でき  
ていると考えているところでございます。

施設部会長 : 専門的に補足しますと、入り口に今、表示モニターが出ていて、水銀濃  
度もずっと値が出るようになっています。あれ、きょうもちょっと見てき  
ましたが、0.00……となっていて、出ていないと。

ですから、通常はああいう形で、ごみの中にいつの間にか入ってくるよ  
うなタイプの量の水銀というのはしっかり取られている、そこには出てい  
ないというのがずっと続いているわけです。

それが、この前は、ここにあるような記録、0.071、0.2、0.2という大きな値になって出て行ってしまった。このときの、多分ガス量にかけていきますと、出て行った総量がわかるはずなのです。そういうのは計算されていますか。おおむねいいのですが、ちょっと紹介していただけですか。

事務局 : おおむねで、計算では大体ガス量が2万8,500Nm<sup>3</sup>/hでございました。そのときの水銀値を掛け合わせますと、1時間で約21グラムという数字が計算されております。

J 委員 : 私は書物だけの一義的な勉強なので、本当かどうかはお医者さんの専門家がいらっしゃるのでもっとお伺いしたいと思うのですが、水銀が使われているのは水銀軟膏とか水銀硬膏とか、いろいろ皮膚病に貼付する、いわゆる張りつける外用薬があるらしいですね。これに水銀がわずかに使われていると。それから、水銀軟膏の中には、痛み止めの消炎吸収薬とか、このような張り薬、こういうものが使われていると本で読んだのです。それから水銀塩というのがありまして、昇汞といいまして、これは無色透明で結晶なのですが、医療上では腐食薬として外用または消毒用に供すると。また、昇汞水の水溶液は消毒にも用いると。つまり、お医者さんが注射するとき、真綿につけて、それを破棄する場合、恐らく燃えるごみに入れるのではないかと。それから甘汞というのがございまして、これは水銀の混合物を熱して白色ふよふの粉末で甘みがあるらしいです。利尿剤とか下痢、皮膚病薬に用いると。

こういうものが意外と燃えるごみに混在して、かなりの量が入っているのではないかと、私なりに考えたのですが、この辺で、お医者さんのご見解がもしあったらお聞かせいただきたいと思うのですが。

L 委員 : ただいまの質問に対して。まず、細かい数字ということは別ですが、いわゆる診療所でそのようなものを使用する場合は、これは全て医療廃棄物という形で、一般家庭ごみとは別にしなければいけないという法律上の縛りがございます。

もし万が一、一般の中に入ったとしても、それは非常に微量でして、今お話に出ているような数値にはならないと思いますし、これは各診療所、医療機関の良心の問題になりますが、まずは、そういう医療廃棄物という形で処理をされております。

私が先ほどからちょっと気になっているのは、これはどうも半端な量ではない水銀の量でして、そうすると、我々の医療機関の中でこれだけの水銀を使うということになりますと、昔のいわゆる水銀血圧計、それから水銀体温計、これがそういうものに当たるのですが、これは実際、今回、東京都の医師会のほうでは、こういうものを自主回収いたしまして、こういう水銀系のものはまず各市医師会を通じて東京都医師会のほうで破棄をされておりますので、これが医療機関のほうから入るということはないのではないかと考えております。

となると、一体どこからでしょうかというのが実は聞きたいところがあるのですが。お答えと質問の両方です。

施設部会長： 一昨年、東京の足立のほうで起きたときも、結局よくわからないということだったと思うのですが、あのころ、川崎市で私は廃棄物部会長をやっていて、やはり大変大きなテーマになったのです。川崎市は別に常時モニターしていませんから、水銀が出ている実態はよくわからないわけです。でも、多分そういうことが起きている、どうするのだというのが、部会の委員の先生から幾つか質問が出ていまして、そのときの対応としては、やはり一部の不心得な方の不適切なごみの排出に起因するのではないかと。

そういうことに関しては、持ち込みごみ審査器というもののチェック頻度を高めるというようなことを、方針として川崎市は出したりしておりました。事業系ごみで持ち込みが入ったときに、一般家庭とは違うようなものが入ってくる可能性がありますので、それをチェックするシステムがあるのです。ですから、持ち込みごみをチェックする審査器みたいな装置がございしますが、それでチェックする。いつもいつもはやれないらしいのですが、そういうのをいつもやっているぞというアラームをかけると抑止力になるということで、そういうことを川崎市では議論しておりました。

今後の対策をする上で、今の質問と回答の話は非常に重要なポイントですので、事務局のほうともまた整理していきたいと思いますが、ほかに質問がございましたらお願いいたします。

では逆に、こういう問題はこうすべきだというご提案等はございますでしょうか。一応、事務局の案としては、活性炭噴霧量の増加を図っていきこう、さらには活性炭吸着装置もつけ加えてみようかという案が提示されているわけですが、これに関しましてはどのようなご意見でしょうか。もしも

ご意見がございましたらお願いいたします。

多分、現状で考えられる一番現実的で合理的な案が2つ出されていると思いますが、何といたしまして、先ほど、建設当初の考え方の設計値はどうなっていたのだというのと同じで、こういう事態を受けて、では設計の入り口濃度をどこまで上げておけばいいのだという話になってくるのです。または、上げておいたら、それで多く入ってきたといったらまた上げていくという、鬼ごっこみたいなことが片やあるわけです。

F 委員 : 専門家ではないので、対策をどうするのか、僕らもわからないわけですが、2カ月に3回という頻度は住民にとっては不安です。2カ月に3回も。操業が始まって2カ月に3回あるわけです。何らかの対策で、そういう状況を改善してもらわなければ、僕らは困るわけです。水銀の自主規制値がきつ過ぎるという話をしている人もいるわけだけれど、周辺住民としてはとんでもない話で、自主規制値は厳しく定めてきたわけだし、それに対応できる焼却施設として僕らは理解していたわけですから。そこのところはもう一つ、僕らのほうこそどうしたらいいのだろうと。2カ月に3回という頻度を改善しなければならないわけです。とめてしまったらごみはたまるだけですから、とめれば出ないのはわかっているのだけれど。バグフィルターをもっと重層的にやればつかまえられるのかとか、専門的にはそういう問題というのは何があるのだろう。それを逆に教えてもらいたい。そういうことによって、例えば改善ができるのなら、その投資をしてきちんとした設備にしてほしいということを、住民としては求めるわけです。

施設部会長 : 今のご質問は、多分、この対応策1、2というのほどの程度のものまで対応できるのか。あるいは4月25日、5月10日、5月14日とかなりの頻度で起きてしまったこの問題が、一定程度解決するというめどがあるのかというご質問だろうと思います。

事務局のほうで、この案の効果を少し説明してもらえるといいですね。

事務局 : 今、恒常的な対応につきましては、現在入ってきている水銀、かなり多い量がありますが、それに完全とは言い切れませんが、できる限り対応ができる容量を計算して、できる限り対応したいと考えたのがこの装置でございます。

実際には、補足になりますが、これ以後、搬入のチェックをしてございます。これは従前からもやっていたのですが、特にここで、両市で厳しく、

また広報でも出したのをご存じかと思いますが、ピットでの搬入チェックをしてございます。

その中でも、不適物があれば写真等も撮って指導をしていくと。それを強めていくということで、それが功を奏しているかどうかはわかりませんが、最近の水銀の動向を見ますと、表示装置を見ていただいてもわかるとおり、それほど大きな挙動が出てこなくなっているという状況もございません。

ただ、ピットが今、1炉だけでございますので、かなりたまっているから軽々には言えませんが、今入ってきたごみが、上のほうのごみをつまんで入っているということから、これはもう少し傾向を見ないとわかりませんが、対応がある程度、少しずつではありますが出ているのかなと。

今後は、やはり一層啓発をして、川上というか排出のもと、市民なり事業者のほうでの排出を抑えていくということが最重点かなと。この装置というのはあくまでも二次的な対応でしかないと思いますので、両方あわせて進めていきたいと事務局では考えております。

施設部会長： ただいまの回答ですが、搬入のチェックも強化していくということとあわせて、装置の改善ということですが、活性炭噴霧量の増加ということで今出されているのは、例えば当初設計は入り口が1.5グラム／ごみトンだったのが、これを増加させますとどこまでぐらい対応できるようになるのですか。10グラム？ 15グラム？ そこまでは行かない？

事務局： 今、設計をメーカーに委託をしているところでございますので、それが来てから、またここにご提示をして諮っていきたいと思っております。

K 委員： 設計を確かめて、上限量を上げることに異存はございませんが、今お聞きしていて、やや安心なのは、原因は一般家庭ごみから出たごみではなかろうと。我々が間違っって電池を入れるということもあるわけですが、そういうものではないということになりますと、逆に、出どころが非常に限られてくるということになります。従って、抜本対策は、業者とか関係の団体とかに働きかけることではないかと思うのです。一般市民が対象ではないと、考えてよろしければ。おのずと解決の方法も変わってくるのではないかと思うので、ぜひ、そのほうに重点を置いていただきたい。

施設部会長： 大変合理的なご意見だと思います。ただ、住民の皆さんの気持ちとしては、でも出るときは出るんだらうという話が、多分ついて回るのではない

かという気がいたします。

そういう意味では、2つ対策が要ると。特に、こういう特殊な発生源だろうと思われる人たちへの指導というか搬入チェックというか、そういうものをあわせてやらないと意味がないと思うのです。だから、そういう一過性の、非常に確率的に低い話のために、すごい対応をしなければいけないということ、非常に不合理な、無駄な面も出てきますので、そこはやはりなるべく合理的な対策にどう持っていくかという工夫がいるのではないかと思います。

とはいえ、一応、この1、2の案を事務局のほうでご検討されているのを、もう少し具体的に次回出せるんですね。ではそういう資料を、またよく皆さんと検討してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、全体的な考え方として、今、恒久対策を中心に議論をしましたし、やはり恒久対策の中でも発生源対策をもっと強化すべきだという貴重なご意見をいただきましたが、緊急の対応として今とられているのは、炉をぱっと停止する。それからバグフィルターを清掃後立ち上げるということで、それは当初の約束どおり実行されているわけですが、今後、水銀に注目したときに、こういう対応でいいのかということに関しては、何かご懸念されているようなことはございませんか。今の緊急対応としては、十分と言えるのかというようなご意見もあろうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

なかなか、水銀は炉の中に入ってしまうと、特に金属水銀だったりしますとどんどん気化していきますので、もうどうしようもないという感じがいたしますけれども。急に炉を冷やせというわけにはいきませんので。耐火物全体が温度を持っていますので。

K 委員 : インターネットで環境省から出されている、水銀にかかわる健康リスク評価について、素人が言うのは恐縮なのですが、手が震えるような例は、 $0.025 \text{ mg} / \text{m}^3 \text{ N}$ です。ただし15年間さらされた場合ですけれど、そういう異常が起こる。あるいは記憶障害は $0.025$ で13年間さらされると起こる。それから、脳波の異常が同じ濃度で14年間さらされると起こるというようなことが書いてございます。

煙突から出た煙の量が0.2ということで、我々が吸う空気がそうであるとは決して思っておりません。希釈されることはよくわかっています。で

すが、別途、WHOの欧州事務局大気質ガイドラインでは年平均で、 $1 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ になっています。

ご専門の先生方を前に言うのは非常に恐縮なので、正しいかどうかは私もわかりませんが、そういうことで、0.2ミリグラムが出たということは、そんなに安心できる量ではないと。それで、伺いたいのは、100メートルの煙突からその大気ガスが出て、希釈されます。しかし、水銀は重いから、すっと落ちるのか、 $\text{SO}_x$ や $\text{NO}_x$ みたいにふわっと700メートルぐらい広がるのか、全く想像がつかないのですが、当時の、5月17日も結構ですが、そのときの気象条件とかを勘案していただいて、一体我々はどのぐらいの水銀入りの空気を吸ったのか、ぜひ知らせてほしいと思うのです。それが1マイクログラム以下であることを願うのですが。

これはもちろん、年平均で吸った量ですから、我々はせいぜい1日ぐらいしか吸っていないのでしょから、ものすごく心配だとは言っておりませんが、しかし、少なくとも、一体近隣住民がどれぐらいの水銀濃度に汚染されたのか。

今述べた基準は、作業環境から導かれた量なので、多分、水銀単体だと思います。ところが、我々の場合の水銀は焼却炉では800度に加熱されていますので、変質する可能性があり水銀単体なのか酸化物か、ほかの化合物か、よくわからないのですが、原因物質を含めて、一体我々はどの程度の被害に遭遇したのだろうか。全く被害を考えなくてもいいのか。今回の例で示していただければありがたいと思います。

施設部会長：環境中水銀濃度としては一応年平均の値がWHOで設定されているので、それと比較する意味で今回の水銀排出は着地濃度としてはどの程度になったのか。このようなことを一度シミュレーションしてみたらどうだろうかというご意見ですね。

事務局：水銀の拡散シミュレーションというのは、なかなか、私どももやったことがないので、ほかの物質ですと、一般的にはこの煙突の高さ、それから気象条件等を勘案しますと、大体100万分の1ぐらいに拡散されるということで、地上におりてくるまでにはほとんど無害化されているということは言えると思うのです。

ただ、水銀というのは、確かに私どもも初めての物質ですので、この辺、私どもももう少し勉強させていただきますとともに、もしご心配であれば、

例えば今、定期的に大気質の調査を行っておりますので、その大気質の中にどのくらい実際に水銀が入っているのか、追加で調査をするというようなことも可能かと考えております。

施設部会長 : なるべく住民のみなさんが安心できるように、環境モニターの定期調査に項目を入れておくとかして影響の程度をちょっと押さえておくのも重要かもしれませんね。

どうもありがとうございました。そういう意味で、前向きのいろいろな意見をいただきながら、今後の対応策を計画していただくような形に持っていきたいと思います。今後ともひとつよろしく願いいたします。それでは、施設部会はこれで終了します。

## ② 健康部会長選任ほか

事務局 : 次に、健康部会を開催させていただきたいと思います。

健康部会を開催して、部会長の選任を行いたいと思いますが、どなたか、部会長の推薦についてご発言はございますか。

K 委員 : 先ほど、疫学の専門家だとおっしゃられた角田先生に、ぜひお願いしたいと思います。

事務局 : 他にご発言ございますか。ただいまご推薦いただいた角田委員に、健康部会長になっていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : それでは、異議なしということでございますので、角田委員が当部会の部会長に選出されました。

今回は、部会長になられた角田委員が不在ですので、次回以降に健康部会の会議を進めてまいりたいので、よろしく願いいたします。

それでは、これ以降、専門委員会を再開していただいて、委員長にそのほうの進行をお願いいたします。

委員長 : それでは専門委員会を再開いたします。

各部会の報告として、部会長の選任結果と会議内容につきましては各委員の皆さんが兼任で同席されておりますので、ご了解されていることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 次に、専門委員会と部会との関係をもう少し議論しておく必要があると

思います。それで、事務局から、この関係についての説明をよろしく願  
いいたします。

事務局 : それでは、専門委員会の、今、委員長から言われました内容等につつま  
して、資料7と資料8を使いましてご説明を申し上げます。

まず、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会当面の審議事項（案）、資料7  
からご説明申し上げます。

まず、専門委員会の所掌事項につきましては、上段のほうに（1）から  
（5）まで記載してございます。最初の1が、地域住民の健康被害の防止  
に関すること。2点目が、施設の通常運転時の監視に関すること。3点目  
が、施設の運転に係る異常時の対応に関すること。4点目が、環境測定及  
び調査結果等に関すること。最後の5点目が、その他ごみ処理施設の運転  
に関し必要な事項に関する、の5点でございます。

そのうち、施設部会につきましては、専門委員会の所掌事項の（1）か  
ら（4）までが所管する事項になります。健康部会につきましては、（1）  
の地域住民の健康被害の防止に関するものが健康部会の審議事項というこ  
とになります。

次に、部会別審議事項ということでお願いをしたいのが、まず施設部会  
につきましては、処理施設に問題が発生したときの、組合としての対応に  
ついてのマニュアルの作成でございます。これは、事業者であるJFEさ  
んに炉の運転に係る異常時に対する緊急時の対応マニュアルはございま  
すので、それをもとに、地域住民の方々に的確に素早く、どのようにしたら  
内容を周知できるかということになるかと思えます。

2点目に健康部会の審議をしていただくことが、ふじみ衛生組合周辺住  
民の健康及び生活環境確保のため、もし、そういう何かの事例があった場  
合に、それに関する的確な対処または調査の仕方等についての決め事、マ  
ニュアル等の作成ということでございます。

それを図式化したのが資料8でございます。資料8は、まず焼却施設で  
の事故または近隣の市民からのわからないような事象が発生したというこ  
とで、組合のほうに報告があろうかと思えます。それをもとに、地元協議  
会と専門委員会に連絡をして、個々に会議を開いていただいた中で、その  
状況と、あわせて資料等をご提示していく。それをもとに、内容別に、右  
の列が施設部会の内容になるかと思えます。左の列が健康部会のフロー

図でございます。

施設部会につきましては、運転管理問題、事故等の事象に関するものが主になるかと思えます。管理現場の対応処理の経過資料等をこの場で、もしあった場合には提示をし、評価をしていただく。その結果をまとめて、改善なり改修の余地がある場合には提言をいただく。

健康部会のほうでは、やはり、その発生事象が健康被害にかかわるものであれば、それに対する調査手法等の検討を部会に依頼申し上げる。そして、組合への調査手法等の指示を、その部会からいただくようになる。組合は、専門機関、専門業者等にその調査を委託する。そして、専門機関、業者等からの組合への調査報告を受け、それを専門委員会に報告いたす。

そういう経過の中で審議をしていただいた結果をもとに、全体の専門委員会を開いていただき、調査・協議をしていただいたもとに評価をして、その対応策を組合に提言をしていただく。それをもとに、組合は地元協議会に提言内容を報告して、専門委員会から受けた提言をもとに対応策を実施していくというのが、一応、対応フローという形でお示しをしたものでございます。

委員長 : ただいまの説明につきまして、資料7と資料8ですが、この専門部会と各部会との関係、それから実際の問題が起きたときの対応の手順についての考え方の説明がございました。

F 委員 : 資料8のほうで、事象が発生しまして、最初に地元協議会・専門委員会へ連絡となっております。それで専門委員会が開催されて、以下、こういう流れで対策を講ずるとなっていると思うのですが、専門委員会設置について、地元協議会では多くの議論を実は経ているわけです。それは、一つは地元協議会と専門委員会の関係とか、あるいは専門委員会の委員の選任のあり方とか、あるいは委員会の構成をどうするのかとか、さまざまな角度から長い議論がされて、今の設置要綱に、あるいは協定書に結実していると思うのです。

それはとりもなおさず、住民サイドが住民の立場で住民の意向を踏まえてやってくれているのか、あるいは役所側の立場で専門委員会が機能するのではないかという不安が、そうしたあり方についての議論を呼んだと思うのです。

僕はそこのところは非常に大切な問題だと思って、焼却場が円滑に運転

して、継続して事業を行っていくという意味では非常に重要な点であって、そういうことを考えますと、例えば今の水銀の問題でもそうなのですが、僕も事務長からすぐに報告を聞きました。副会長をやっていたから来たわけですから。それで、対応について問われて、それは僕個人の判断でもやむを得ないだろうと。それで運転を停止して、以降、点検してまた再開して、了解していただきたい点は了解いたしました。そのレベルの判断しかできなかったわけですが。

地元の人たちにも、実際にもっと情報を早く与えてあげなければならない。ここで言う最初の連絡というのは、単に連絡というのではなくて、僕は地元協議会を開催してもらいたい。それで、こういう点が不安だとか、みんな意向を吸い上げてもらいたい。そういう意向を含めて、専門委員会が機能するということがベストだと考えていまして、ここの表現では、ただ一方的に連絡——僕の場合は意見も求められたわけですが、地元協議会委員に個々に全部連絡して意見を聴取するなんてなかなかできない。だから、地元協議会を開催して意向を踏まえて、さまざまな要望に沿って、それを専門委員会に持ち込んで専門委員会が解明していくというプロセスをとるべきだと思うので、ちょっと表現を、それでいこうじゃないかということにさせていただけるのならそうしていただいて、表現を補強してもらいたい。

委員長 : ただいま、地元協議会への連絡と専門委員会への連絡が同時で、かつ代表の方だけというのでは不十分ではないかというご意見です。住民の皆さんの不安や、考え方をもっと細かく聞いたほうが、全体的な事務局の進め方としては適切ではないかというご意見ですが、事務局のほうで、この流れの中ではそれは入っていないということでしょうか。

事務局 : 活字では書いておりませんが、説明の中で開催ということを申し上げたので、一応、活字のほうにもそれを入れておきます。申しわけありません。

委員長 : 事務局の表現が不十分であったということですね、加筆をお願いします。

K 委員 : 事象発生ということですが、例えば水銀が規準値をオーバーしたということだったら誰が見ても判断できるのですが、例えば健康被害というようなことを考えたときに、杉並病を調べたのですが、付近の方から、例えば皮膚病になるとか、目がちかちかするとか、そういう現象が起こるわけです。それを区役所へ持っていったりするのですが、なかなかまともに取り

上げてもらえないということが起こりました。

私は、この事象発生を何をもって捉えるかは、健康被害の場合に極めて大事だと思っています。専門委員会をつくっていただいた、私なりの考えは、そういう住民の苦情を、医学の専門の先生方に参加していただいて、これは一体、今後よく調べて、例えば疫学調査を大々的にやる必要があるのか、先生方ですから当然いろいろな知識をお持ちなわけで、ほかの地域でも同じようなことが起こっているよと。例えばぜんそくにしたりってそういうこともあると思うのです。

そういうことで、この事象発生というのを何をもって捉えるかということ、このマニュアルにしっかり書く必要があると思うのです。私は、まず、住民からいろいろな苦情が出てくるわけですから、それはふじみで受け取るだろうと。それを全てこの席上に出してもらおう。そして、我々も考えるけれども、より専門知識をお持ちの先生方に判断していただいて、これはゆゆしきことか、あるいはもう少し経過を見ようとか、そういうことになるのではないかと思います、この委員会はそういうことをやる機関でもあると思います。

つまり、何をもって事象発生と捉えるかということが、専門委員会の仕事であるということ、おりこんで貰いたいという意見です。

委員長 : 大変重要な意見だと思います。この事象発生というのは、今回の水銀みたいに、基準値を超えましたというのは非常にはっきりしている。ところが、実際に住んでいる方々に何らかの症状が発生してといたら、原因はなかなか特定できないし、清掃工場と本人たちは思っているけれどもそうではないかもしれないし、というような状況があったりしたときに、どの段階でそれを問題として取り上げるのか。これは非常に難しいですね。そこは多分、事務局もなかなかわからないから「事象発生」と言っているのだと思うのですが。これ、かなり難しい話ですよ。

それで、具体的には、ここの委員会の皆さんなのか、地元協議会の中での議論なのか、その中でどうも、ある確率で清掃工場ではないかと思われるような苦情なり不満なりが発生してきているといったことは今、どんな形で事務局に伝わることになっていますか。

K 委員 : 苦情処理という条項が協定書にあります。ですから、その苦情処理を包み隠さずこの場に出してもらおうということから、まず始まるのではないか

と思います。

委員長 : この部分が大変重要ですね。清掃工場が原因の苦情として一定の広がりや兆候が確認されれば工場側も動けますが、最初はまだはっきりしないと言った時にどの様な議論をして対応を適切にやるか、この様な課題にこの専門委員会が一定の役割を果たせればいいですね。

事務局 : 今の意見を参考にさせていただきます。

委員長 : 議論としては今後のスケジュールが残っていますか？

事務局 : そのとおりでございます。

スケジュールですが、資料3でございます。このような資料でございます。専門委員会の開催というのは、ことし、そこにも書いてありますが今回を入れて4回ほどを考えております。次回に、健康部会、施設部会の対応計画、マニュアルですが、それを、きょういただいた意見をもとに、各部長とご相談の上、順次進めていこうと考えております。それで、9月に第3回の部会または専門委員会を開いて協議をし、10月にはある程度の各部会の報告をまとめられればと考えております。

それ以降につきましては、運転管理の状況等も定期的に調査、また評価をしていただくという考えを持ってございます。

委員長 : ただいま説明がございましたが、そうすると、8月には今回の水銀問題も踏まえた施設異常時対応マニュアルみたいなものができ上がってくる。

事務局 : たたき台として出します。

委員長 : たたき台ができ上がってくる。それを議論していただくということになるのですね。

それと並行して、施設のハードな改善案も決定されていくわけですね。そういうことだと。当面の課題としてはその2つだと。マニュアルとしてソフト的な対応の体系的なマニュアルができるのと、設備の改善案はこういうものでどうだと。当然、そのマニュアルの中には排出減指導みたいなことが入ってこないと片手落ちになるわけですね。ですから、そういうところまで含めたマニュアルが上がってくるということで、またご意見をいろいろとお聞きしたいということだろうと思います。

ほかに質問ございますか。ただいまのマニュアルの考え方、あるいは全体のスケジュールの考え方について。

K 委員 : 委員長がこっちに來られたので、ぜひご意見を伺いたいことがあります。

今回の水銀事故でも思うのですが、バグフィルターが健康にとっても何にとっても重要であるということがはっきりわかりました。バグフィルターがパンクしたらもう終わりというくらい思わないといかんなど。

この前の講演会の際に先生が言われたのは、バグフィルターの健康状態をウォッチするのに、微細な差圧をずっとフォローすることですよと。大きな事故の予兆としてそういうことが上がってくるのでと言われてまして、心に残っているのですが、そういうことは、全ての人に知らせる必要はないかもしれないけれど、こういう場とか特定のところでは、きちんと専門家に見てもらいなり何なりする体制を、ぜひとってもらいたいなという気がするのですが、先生、いかにお考えでしょうか。

委員長 : 私は以前、三重県のRDF施設の発電所が爆発して、再開するのに専門委員会を設けて、再開の議論も専門家がさんざん議論して、これだけ安全対策を打てば再開してもいいというような案をまとめた経験がございますが、それをやった後に、あれだけ重要なマニュアルをつくって管理を徹底したはずなのに、あるとき、バグフィルターが破けていたという話があった。

それが何でわかったかという、手分析の排ガス処理のばいじん測定をやったら、何か出てきちゃったというのです。通常のモニタリングのほうではゼロゼロがずっと続いているのに、手分析をやったら出てしまったというので、これはおかしいというので調べてみたら、差圧が少しずつ上がってきているというのがデータとして残っていたのです。それで、よくよく強度とか、バグフィルターは布ですから、そのテンションとかを精密にはかたりしましたら、やはりバグフィルターって外側から圧がかかっている。内側に入り込んだり出たり、入り込んだり出たりというのを繰り返していますので、それで応力割れといって、縦に切れてしまうというのが時たまあるのです。それに近いようなことがちょっと起き始めているということがわかった。

そういう意味では、差圧ですとか、それからばいじんの濃度も、基準値からはるかに下なのだけれど、何らかの数値が、1とか2とか出ている。その1とか2とかいう数値が、いつの間にかじわじわ上がってきていると。基準値よりはるかに下ですよ。2桁、3桁も下なのですが、その値が少しずつ上がってきているようなデータを見逃さないようにしなければいけ

ないというのが、そのとき、我々は傾向分析というか、トレンド分析みたいなことをきちっとやって、非常に、基準値からすればはるかに低いんだけど、そこが少しずつ変化してきているようなところを見落とすなという話を、この前ちょっとやりましたね。

そういう意味で、維持管理の中で適切に、劣化の程度が早くなっているとか何とかいうのが見えてきたら、しっかりそこを点検していくということは、多分ここの運営管理をやられている方々も、日ごろからそういうのは徹底されているのではないかと思います。そういうのは現場でもきちっとやっていますよ、と言ってくれれば、また住民の皆さんも安心されると思うのです。

ですから、そういうのを、もっとコミュニケーションの中で材料として出していくと、安心の度合いがまたふえてくるとか、そういう意味では、コミュニケーションの一つの素材として出していったらいいなという気がします。

単にマニュアルで公式的に何をします、こうします、ということよりは、そういったところに気をつけた管理をやっていますよというのを、現場からのご意見として上げていただくとか、そういうのは有効ではないかと思っています。ありがとうございます。

## 1.1 次回日程

委員長 : それでは、次回日程を決めます。候補としては8月1日、木曜日と8月2日、金曜日がございます。

(日程調整)

委員長 : では1日の木曜日ということにさせていただきます。済みません。それでは、8月1日、木曜日、また7時からですね。よろしくお願いいたします。

20時50分 散会